



(その2)

# 収 支 の 状 況

【エラーチェック済】

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	69,944,789
(前年からの繰越額)	39,088,889
(本年の収入額)	30,855,900
支 出 総 額	21,744,321
翌年への繰越額	48,200,468

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	木村太郎君の政経フォーラム	15,170,000	平成25年9月21日 (株)ホテルニューキャッスル (青森県弘前市大字上鞆師町24-1)
2	木村太郎君を励ます会	15,685,000	平成25年11月14日 憲政記念館 (東京都千代田区永田町1-1-1)
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	30,855,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	900	
	合 計	900	

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳						
行番号	特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
1	木村太郎君の政経フォーラム	15,170,000	681	H25/9/21	(株)ホテルニューキャッスル (青森県弘前市大字上鞆師町 24-1)	
2	木村太郎君を励ます会	15,685,000	452	H25/11/14	憲政記念館(東京都千代田区 永田町1-1-1)	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	合計	30,855,000				

(その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	12,000	0	
小 計	12,000	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	4,732,321	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	4,732,321	0	
エ その 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	17,000,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	21,732,321	0	
合 計	21,744,321		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	監査料	10,500	H25/5/7	ベリタス法律事務所	東京都港区赤坂8丁目5-32 田中駒ビル1階	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	1,500				
	合 計	12,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
					木村太郎君の政経フォーラム	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	郵送料	70,960	H25/7/11	日本郵便(株)弘前郵便局	青森県弘前市北瓦ケ町18-1	
2	案内書印刷代	1,419,705	H25/7/31	(株)笹軽印刷	青森県弘前市下白銀町11	
3	アルバイト料	56,250	H25/7/31	窪田 多恵子	青森県南津軽郡藤崎町藤崎字横松36	
4	アルバイト料	24,500	H25/7/31	宮舘 久子	青森県弘前市浜の町東1丁目8-34	
5	アルバイト料	36,000	H25/8/8	窪田 多恵子	青森県南津軽郡藤崎町藤崎字横松36	
6	アルバイト料	29,400	H25/8/8	宮舘 久子	青森県弘前市浜の町東1丁目8-34	
7	会場代	33,075	H25/8/9	つがる弘前農業協同組合	青森県弘前市城東北4-1-1	
8	会議弁当代	52,500	H25/8/9	(有)ティーエヌ・カンパニー	青森県弘前市大字末広二丁目6-7	
9	郵送料	11,320	H25/8/9	日本郵便(株)弘前郵便局	青森県弘前市北瓦ケ町18-1	
10	郵送料	115,360	H25/8/21	日本郵便(株)弘前郵便局	青森県弘前市北瓦ケ町18-1	
11	宿泊代	11,200	H25/8/22	ホテルニューグリーン	青森県むつ市本町1-4	
12	郵送料	47,880	H25/8/26	日本郵便(株)弘前郵便局	青森県弘前市北瓦ケ町18-1	
13	郵送料	31,040	H25/8/26	日本郵便(株)弘前郵便局	青森県弘前市北瓦ケ町18-1	
14	航空券代	56,140	H25/9/19	(株)JTBコーポレートセールス国会内支店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館B4階	
15	会場代	416,245	H25/9/24	(株)ホテルニューキャッスル	青森県弘前市大字上鞆師町24-1	
16	記念品代	391,125	H25/9/25	(株)津軽事務機	青森県弘前市大字向外瀬字豊田357-1	
17	司会料	50,000	H25/9/26	越前谷 良	青森県弘前市浜の町東3丁目10-38	
18						



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
					木村太郎君の政経フォーラム	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
	その他の支出	33,305				
	合 計	2,886,005				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
					木村太郎君を励ます会	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	郵送代	12,240	H25/10/21	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
2	郵送代	35,440	H25/10/28	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
3	郵送代	22,880	H25/10/30	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
4	郵送代	21,660	H25/10/30	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
5	郵送代	69,360	H25/10/31	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
6	筆耕代	71,820	H25/11/13	(有)筆光社	東京都港区西新橋2-13-14 新 佐久間ビル3階	
7	会場代	944,212	H25/11/14	(株)霞ガーデン	東京都千代田区永田町1-1-1 憲政記念会館	
8	会場代	30,160	H25/11/14	衆議院事務局	東京都千代田区永田町1-7-1	
9	会議代	54,810	H25/11/14	よりみち	東京都港区赤坂3-9-5 マーブ ル赤坂ビル3階	
10	印刷代	455,700	H25/11/28	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11	
11	看板・トランシーバー代	39,375	H25/11/30	(株)コサイン	東京都品川区東大井2-6-1	
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	88,659				
	合 計	1,846,316				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	寄附金	
					支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	寄附金	6,000,000	H25/12/24	あすなる21懇話会	東京都港区芝大門1-10-1 全国 たばこビル2F 三報(株)内	
2	寄附金	8,000,000	H25/12/24	あすなる21懇話会	東京都港区芝大門1-10-1 全国 たばこビル2F 三報(株)内	
3	寄附金	3,000,000	H25/12/24	政経科学調査会	東京都港区芝大門1-10-1 全国 たばこビル2F 三報(株)内	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		0				
合 計		17,000,000				

## 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年 4 月 30 日

政治団体の名称 21世紀懇話会

会計責任者の氏名 岩田 宗高



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

# 政治資金監査報告書

平成 26 年 4 月 25 日

21 世紀懇話会  
代表 佐々木 俊一 殿

登録政治資金監査人

遠藤 幸子



登録番号 第 861 号

研修終了日 平成 21 年 4 月 22 日

## 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、21 世紀懇話会の平成 25 年 にかかる法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書にかかる支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成または徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出の目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、21 世紀懇話会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると遠藤幸子が判断したため、21 世紀懇話会の従たる事務所(東京都千代田区永田町 2-1-2 衆

議院第2議員会館 809号室)において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3 業務制限

21世紀懇話会 と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、21世紀懇話会 と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者の間においても、同様である。

以 上